

## 福岡県赤十字血液センター施設地域開放規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、福岡県赤十字血液センター（以下、「当センターという。」）の業務に支障のない範囲において、施設を広く地域に開放すること（以下、「地域開放」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 地域開放は、地域との連携・交流を推進して地域社会に貢献するとともに、血液センターの情報発信に努め、ひいては当センターの社会的存在価値を高めることを目的とする。

### (開放施設等)

第3条 当センターが開放する施設（以下、「開放施設」という。）は下記のとおりとする。

(1) 八幡出張所「献血ルーム・くろさきクローバー」内

多目的室「クローバープラザ」

① 利用日は、八幡出張所の開所日とし、午前9時30分から午後5時までとする。

(2) 博多駅出張所「献血ルーム・おっしょい博多」内

多目的室

① 利用日は、博多駅出張所の開所日とし、午前10時30分から午後5時30分までとする。

### (利用の対象者、申込及び変更等の届出)

第4条 この規程に定める利用対象者は、当センター職員を除く者とする。

2 開放施設を利用しようとする者は、施設利用申請書に必要事項を記入し、血液センター所長（以下、「所長」という。）の許可を受けなければならない。

3 利用の申し込み期間は、原則として、利用日の1カ月前から7日前までとする。なお、申込みの受付は、平日の午前9時から午後5時までとする。

4 利用者は、申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに利用施設へ届け出るものとする。

### (秩序維持及び利用の制限)

第5条 利用者は、次の各号に定める事項を守らなければならない。

(1) 施設を毀損又は汚損しないこと。

(2) 施設内の備品は丁寧に扱い、無断で持ち出さないこと。

(3) 献血者の迷惑になる行為をしないこと。

(4) 営利を目的とした利用はしないこと。

(5) 開放施設での喫煙、飲食はしないこと。

- (6) 宗教、思想、政治団体等に類する集会等をしないこと。
- (7) 施設使用後の片付け、清掃及び使用前の現状復帰。
- (8) 当センターの職員が行う開放施設の管理運営上必要な指示に従うこと。

2 前項各号の事項に違反した場合、又は開放施設の業務に支障がある場合、所長は利用者に対し、開放施設の利用停止、又は制限をすることができる。

(利用者の損害賠償)

第6条 利用者は、施設を滅失、毀損、又は汚損した場合、直ちにその旨を当センター職員に届けでなければならない。なお、前段によって当センターに損害が生じた場合、所長は、利用者とその損害を賠償させることができるものとする。

(不慮の事故等)

第7条 当センターは、利用者が開放施設を利用する際に生じた事故、盗難、負傷、疾病等の不慮の事故について、責任を負わないものとする。

(開放施設の利用料)

第8条 開放施設の利用料は、無料とする。

(規程の変更)

第9条 この規程は、所長の決裁を経て変更できるものとする。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

## 施設利用申請書

令和 年 月 日

福岡県赤十字血液センター所長 様

次のとおり、福岡県赤十字血液センター開放施設を利用したいので申請します。

|      |                        |
|------|------------------------|
| 申請者  | 〒<br>住所：.....          |
|      | 団体名：.....              |
|      | 代表者氏名：..... TEL. ....  |
|      | FAX. ....              |
| 利用施設 |                        |
| 利用日時 | 令和 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分 |
| 利用目的 | .....                  |
|      | .....                  |
|      | .....                  |
|      | .....                  |
|      | .....                  |
|      | .....                  |
| 備考   | 利用予定人数 _____ 人         |

## 施設利用許可証

上記申請書のとおり、施設の利用を許可します。

令和 年 月 日

福岡県赤十字血液センター所長